

# 区民委員会議案説明資料

令和4年9月27日

件名	頁
1 第82号議案 足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例・・・	2

(地域のちから推進部)

# 第 8 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課
内 容	<p><b>1 概要</b>          本条例は、現行計画である「第7次足立区男女共同参画行動計画」が令和5年3月31日に計画期間終了となることから、区長附属機関である「男女共同参画推進委員会」において行動計画策定にかかる協議や、行動計画策定後の実施状況の審議等を行うにあたり、委員選出構成に改善が必要なため、改正するものである。</p> <p><b>2 改正内容</b>          男女共同参画推進委員会（以下、委員会という）の組織について、委員構成に区議会議員を新たに加えると同時に、委員上限を15名から18名に増員する。</p> <p>【現 行】第21条 推進委員会は、区民、学識経験者及び関係団体のうちから区長が委嘱する委員15人以内をもって組織するものとする。</p> <p>【改正案】第21条 推進委員会は、区民、区議会議員、学識経験者及び関係団体のうちから区長が委嘱する委員18人以内をもって組織するものとする。</p> <p><b>3 新旧対照表</b>          別紙1のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>          令和4年10月1日</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を図っていく。

足立区男女共同参画社会推進条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区男女共同参画社会推進条例  <span style="float: right;">平成15年 3 月20日 条例第15号</span>                      足立区男女共同参画社会推進条例を公布する。                      足立区男女共同参画社会推進条例</p> <p>目次 (省略)</p> <p>付則 (省略)</p> <p><b>第 1 章 総則</b>                      (目的)  <b>第 1 条</b> (省略)                      (定義)  <b>第 2 条</b> (省略)                      (基本理念)  <b>第 3 条</b> (省略)                      (区の責務)  <b>第 4 条</b> (省略)                      (区民の責務)  <b>第 5 条</b> (省略)                      (事業者の責務)  <b>第 6 条</b> (省略)                      (区民団体の責務)  <b>第 7 条</b> (省略)</p>	<p>○足立区男女共同参画社会推進条例  <span style="float: right;">平成15年 3 月20日 条例第15号</span>                      足立区男女共同参画社会推進条例を公布する。                      足立区男女共同参画社会推進条例</p> <p>目次 (省略)</p> <p>付則 (省略)</p> <p><b>第 1 章 総則</b>                      (目的)  <b>第 1 条</b> (省略)                      (定義)  <b>第 2 条</b> (省略)                      (基本理念)  <b>第 3 条</b> (省略)                      (区の責務)  <b>第 4 条</b> (省略)                      (区民の責務)  <b>第 5 条</b> (省略)                      (事業者の責務)  <b>第 6 条</b> (省略)                      (区民団体の責務)  <b>第 7 条</b> (省略)</p>

改正前	改正後
<p><b>第2章 性別による権利侵害の禁止等</b>  (差別的取扱いの禁止)</p> <p>第8条 (省略)  (公衆に表示する情報)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p><b>第3章 基本施策</b>  (行動計画)</p> <p>第10条 (省略)  (年次報告)</p> <p>第11条 (省略)  (附属機関の委員の構成)</p> <p>第12条 (省略)  (教育及び学習における男女共同参画の推進)</p> <p>第13条 (省略)  (雇用等の分野における男女共同参画の推進)</p> <p>第14条 (省略)  (家庭生活及び社会生活の両立)</p> <p>第15条 (省略)  (生涯にわたる健康への支援)</p> <p>第16条 (省略)  (調査研究等)</p> <p>第17条 (省略)  (拠点施設)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p><b>第4章 足立区男女共同参画推進委員会</b>  (推進委員会の設置)</p> <p>第19条 (省略)  (所掌事項)</p>	<p><b>第2章 性別による権利侵害の禁止等</b>  (差別的取扱いの禁止)</p> <p>第8条 (省略)  (公衆に表示する情報)</p> <p>第9条 (省略) 省略</p> <p><b>第3章 基本施策</b>  (行動計画)</p> <p>第10条 (省略)  (年次報告)</p> <p>第11条 (省略)  (附属機関の委員の構成)</p> <p>第12条 (省略)  (教育及び学習における男女共同参画の推進)</p> <p>第13条 (省略)  (雇用等の分野における男女共同参画の推進)</p> <p>第14条 (省略)  (家庭生活及び社会生活の両立)</p> <p>第15条 (省略)  (生涯にわたる健康への支援)</p> <p>第16条 (省略)  (調査研究等)</p> <p>第17条 (省略)  (拠点施設)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p><b>第4章 足立区男女共同参画推進委員会</b>  (推進委員会の設置)</p> <p>第19条 (省略)  (所掌事項)</p>

改正前	改正後
<p>第20条 (省略) (組織)</p>	<p>第20条 (省略) (組織)</p>
<p>第21条 推進委員会は、区民、学識経験者及び関係団体のうちから区長が委嘱する委員15人以内をもって組織するものとする。 (任期)</p>	<p>第21条 推進委員会は、区民、<u>足立区議会議員</u>、学識経験者及び関係団体のうちから区長が委嘱する委員<u>18</u>人以内をもって組織するものとする。 (任期)</p>
<p>第22条 (省略) 第5章 苦情等の申出 (苦情の申出)</p>	<p>第22条 (省略) 第5章 苦情等の申出 (苦情の申出)</p>
<p>第23条 (省略) (苦情処理)</p>	<p>第23条 (省略) (苦情処理)</p>
<p>第24条 (省略) (相談の申出)</p>	<p>第24条 (省略) (相談の申出)</p>
<p>第25条 (省略) (相談への対応)</p>	<p>第25条 (省略) (相談への対応)</p>
<p>第26条 (省略) 第6章 雑則 (委任)</p>	<p>第26条 (省略) 第6章 雑則 (委任)</p>
<p>第27条 (省略) 付 則 (施行期日)</p>	<p>第27条 (省略) 付 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、規則で定める日から施行する。(平成15年10月規則第85号で、同15年11月1日から施行) (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。 別表区長の部に次のように加える。</p>	<p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、規則で定める日から施行する。(平成15年10月規則第85号で、同15年11月1日から施行) (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。 別表区長の部に次のように加える。</p>

改正前	改正後				
<table border="1" data-bbox="215 217 1061 284"> <tr> <td data-bbox="215 217 759 284">足立区男女共同参画推進委員会</td> <td data-bbox="761 217 1061 284">日額 7,000円</td> </tr> </table>	足立区男女共同参画推進委員会	日額 7,000円	<table border="1" data-bbox="1214 217 2060 284"> <tr> <td data-bbox="1214 217 1758 284">足立区男女共同参画推進委員会</td> <td data-bbox="1760 217 2060 284">日額 7,000円</td> </tr> </table> <p data-bbox="1214 293 1711 325">付 則（令和4年 月 日条例 号）</p> <p data-bbox="1173 338 1330 370">（<u>施行期日</u>）</p> <p data-bbox="1124 383 1787 414">1 <u>この条例は、令和4年10月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1160 446 1585 478">（<u>委員の任期に関する経過措置</u>）</p> <p data-bbox="1124 510 2121 676">2 <u>この条例の施行の日以後最初に委嘱される足立区男女共同参画推進委員会の委員の任期は、第22条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。</u></p>	足立区男女共同参画推進委員会	日額 7,000円
足立区男女共同参画推進委員会	日額 7,000円				
足立区男女共同参画推進委員会	日額 7,000円				